

ハラスメントの 防止・排除のために

十文字学園女子大学 ハラスメント防止宣言

十文字学園女子大学は、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメント等の人権侵害のない大学づくりに取り組むとともに、人権侵害を未然に防止し、快適な環境を作ることを目的に「十文字学園女子大学ハラスメント防止対策ガイドライン」を策定しました。

ハラスメントを未然に防止するためには、周りがその兆候を見逃さない、情報が集まりやすいように職場の風通しをよくする、などに留意することが大切です。

本学は、ガイドラインを本学のすべての学生及び教職員等によく知ってもらい、これが守られるように努めるとともに、ハラスメントについて安心して相談できる環境を作り、相談者及び関連する人のプライバシーを尊重し、秘密を厳守して、再発防止等の適切な措置を迅速にとることをここに宣言します。

平成 23 年 9 月 15 日制定
十文字学園女子大学

ハラスメントに関する相談

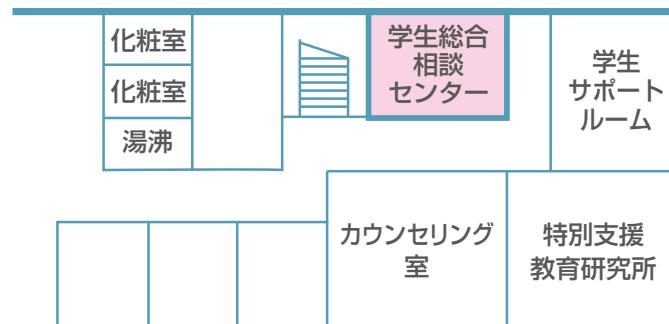
ハラスメントの被害を受けたと感じたら、一人で悩まずに、まず、相談してください。相談内容については、堅く秘密を守りますのでご安心ください。

学生の相談

学生総合相談センター(1号棟(A)2階)で対応します。

- ▶ 開室時間 月～金 10時～18時
- ▶ 電話・メールによる相談も受け付けています。
電話 : 048-260-7736
E-mail : soudan@jumonji-u.ac.jp

学生総合相談センター 1号棟(A)2階



教職員の相談

ハラスメント相談員が対応します。

- ▶ 電話・メールでご相談ください。
電話 : 048-489-1279
E-mail : jinji@jumonji-u.ac.jp

ハラスメント相談員は、別途ご案内します。

十文字学園女子大学は
ハラスメントを防止し
排除することを宣言します。



あなたしさを ともに育む
十文字学園女子大学

ひとりで悩まないで、
まず相談を！



あなたがハラスメントを
受けたと感じたら…

- 決して一人で悩んだり我慢しないで、周囲の人には相談しましょう。
- 勇気を持って「嫌だ」という意思を言葉や態度で伝えましょう。
- 相手に明確な意思表示ができなかったからといって落ち込まないでください。そのために相談機関があります。
- 「学生総合相談センター」(学生)又は「ハラスメント相談員」(教職員)に連絡しましょう。秘密厳守で相談にのってくれます。電話、E-mailでも受け付けています。
- あなたが受けたハラスメントと思われる行為について、日時・場所・何をされたかなど、記録をとつておきましょう。問題解決に役立ちます。

友人がハラスメントを
受けていたら…

- 友人の相談にのりましょう。友人を精神的に支えながら、一緒に考え、対策をたてましょう。
- 「学生総合相談センター」(学生)又は「ハラスメント相談員」(教職員)に相談に行くことをすすめましょう。もし必要なら同行してあげましょう。
- 必要なら証人になります。

ハラスメント
とは



ハラスメントとはいいろいろな場面での『嫌がらせ、いじめ』を言います。その種類は様々ですが、ハラスメントに該当するかどうかは、行為をした者の意図や認識の如何に関わらず、不適切な発言や行動が存在したかどうかが問題になり、判断されます。

学内に限らず、また、修学・就業の時間内に限りません。例えば、ゼミナールの宴席、学内の歓送迎会等における不適切な言動も対象となります。

セクシュアル・ハラスメント

性的嫌がらせです。本人が意図する、しないにかかわらず、相手が不快に思い、相手が自身の尊厳を傷つけられたと感じるような性的な発言・行動を指します。

たとえば…

- 必要もないのに身体に触ったり、じっと見たりする。
- 望まない性的要求や交際の誘いをし、拒否すると嫌がらせをする。
- 性的な冗談、容姿、身体などについての会話をする。

アカデミック・ハラスメント

研究教育の現場における権力を利用した嫌がらせです。権力関係を用いて、不適かつ不当な言動を行い、これによって学生が修学に関して不利益や損害を被ることを指します。

たとえば…

- 研究テーマの押しつけなど本人の自主性を認めない行為。
- 必要のない深夜や休日の指導を強要する。
- ささいなミスを必要以上に大声で感情的に叱責する。

パワー・ハラスメント

職務上位になる者が、地位や職務上の権限を背景に、本来の業務の範囲を超えて、人格と尊厳を侵害する発言・行動を行い、部下などに精神的な苦痛を与えることを指します。

たとえば…

- 言葉や態度による暴力やハラスメント。
- 解雇等の可能性をちらつかせ一人ではできそうもない作業の要求をする。
- 本人のいないところで、他の人に欠点やミス、陰口を言いふらす行為

その他のハラスメント

ジェンダー・ハラスメント

性に関する固定観念や差別意識に基づく嫌がらせです。

スマート・ハラスメント

喫煙者が非喫煙者に与える害やタバコに関わる不法行為を指します。

アルコール・ハラスメント

飲酒の強要や、酔っ払うまでの迷惑な言動を指します。

モラル・ハラスメント

言葉、態度、文書などによって、人格や尊厳を傷つけ、肉体的、精神的に傷を負わせる行為を指します。

相談と解決の流れ

相談者

学生：セクハラ・アカハラ等

教職員：セクハラ・パワハラ等

相談

聴取

学生：学生総合相談センター

教職員：ハラスメント相談員

報告

聴取

ハラスメント防止対策室

被害者の希望に基づき
調整・調停・調査のための
ハラスメント調査チーム設置

ハラスメント調査チーム

調整

当事者双方の主張を公平な立場で調整し、問題解決を図る手続き

調停

当事者同士の話し合い、又は調停案の提示により問題解決を図る手続き

調査

事実関係の公正な調査に基づき、厳正な措置を求める手続き

改善措置

和解

厳重注意 制裁懲戒

解 決

再発防止策の検討

再発防止対策に必要な措置